

令和3年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年2月26日（金）

令和3年第2回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年2月26日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第3 議案第10号 特定農地貸付承認申請について
- 第4 議案第11号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第5 報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第6 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君
2 番 原田 勝幸 君
3 番 高橋 久雄 君
4 番 石射 祥光 君
5 番 村越 重芳 君
6 番 遠藤 信行 君
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君
9 番 三橋 清高 君
10番 野崎 雅博 君
11番 阿部 富美 君
~~12番 齋藤 和子 君~~
13番 吉田 恵子 君
14番 石腰 明美 君

欠席委員

12番 齋藤 和子 君

事務局職員出席者

事務局長 松井 修君

局長補佐 高橋郷司君

速記員出席者

(株)澤速記事務所 速記士 阿部幸代

午後 2 時 01 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和 3 年第 2 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、12 番齋藤和子委員より欠席届が提出されております。よって、当総会は、委員数 14 名のうち 13 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。1 番鈴木邦夫委員、3 番高橋久雄委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1 議案第 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程いたします。

14 番石腰委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○14 番（石腰明美君） 議案第 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてをご報告いたします。

～案件について内容を説明～

申請目的は資材置場、農地の区分は第 2 種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。申請理由としては、譲受人は、現在働いている職場から独立し、エクステリア工事を開業するに当たり、資材置場が必要とのことで申請があったものです。現在の職場からも近く、仕事の受注先も近所に多いため、本申請地を選定したとのことでございます。施工につきましては、周囲を 2 メートルの安全鋼板で囲い、敷地内全体は砂利敷とします。雨水処理につきましては自然浸透とします。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、報告のとおり許可相当として県知事に意見を送付することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第2議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件から6番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件から6番案件を報告後、一括して行います。

1番案件及び2番案件について、3番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3番(高橋久雄君) それでは、2ページ目をお開きくださいませ。議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件及び2番案件を一括してご報告させていただきます。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りをを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年3月1日から令和4年11月30日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

～2番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年3月1日から令和5年10月31日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございます。

3番案件から6番案件について、14番石腰委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○14番(石腰明美君) 議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、3番案件から6番案件を一括してご報告いたします。

～3番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年3月1日から令和6年2月29日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

～4番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年3月1日から令和6年2月29日までで、権利の種類は使用

貸借権でございます。

～ 5 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和 3 年 3 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

～ 6 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和 3 年 3 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○3 番（高橋久雄君） 5 番と 6 番案件の〇〇〇〇さんは、この畑で何をやるか分かりませんか。

○局長補佐（高橋郷司君） 事務局よりお答え申し上げます。

今まではずっと田んぼを借りていたところでございますけれども、今回、その苗場ということで畑を借りるということになっております。以上でございます。

○3 番（高橋久雄君） ありがとうございます。では、田んぼの苗。

○局長補佐（高橋郷司君） はい。

○3 番（高橋久雄君） 稲が好きなんだ。

○議長（原田勝幸君） でも、それだと 2 か月ぐらいしか使わないよね。

○3 番（高橋久雄君） それは、そのうちで何をしようか、お金を払えば借りられるのだから、それは問わないです。

○議長（原田勝幸君） 多分、裏作で何かやるのでしょけれど。

○3 番（高橋久雄君） ありがとうございます。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第 9 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定等についてを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第3議案第10号特定農地貸付承認申請についてを上程いたします。

3番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3番(高橋久雄君) それでは、4ページ目をお開きくださいませ。議案第10号特定農地貸付承認申請についてをご説明いたします。

本案は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づくものであり、この法律に基づき承認を受けた者が当該承認に係る農地を特定農地貸付の用に供するため、所有権や使用収益を目的とした権利を取得する場合及び権利を設定する場合は、農地法第3条の許可を要しないものでございます。

～案件について内容を説明～

令和3年2月12日に担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。1区画の貸付面積は25平方メートルから50平方メートルで、合計15区画です。貸付に係る賃料は年間3000円から1万2000円で、貸付期間は5年間でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(高橋郷司君) 特にございません。

○議長(原田勝幸君) では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) なしと認め、採決をいたします。議案第10号特定農地貸付承認申請についてをご報告のとおり承認することを決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第4議案第11号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを上程いたします。

14番石腰委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○14番(石腰明美君) 議案第11号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてをご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため証明願が提出されたものでございます。

～案件について内容を説明～

令和3年2月17日、担当委員2名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地13筆の耕作状況をご報告いたします。農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、刈払機、軽トラ、その他一式でございます。労働力につきましては、本人（72歳）従事日数320日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第11号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5報告第4号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（高橋郷司君） 報告第4号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は6ページ1番案件から7番案件で、転用目的は住宅敷地及び駐車場敷地でございます。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第4号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第6報告第5号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（高橋郷司君） 報告第5号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は7ページ1番案件から9番案件で、転用目的は、住宅敷地でございます。権利関係は使用貸借権の設定及び所有権の移転でございます。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第5号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和3年第2回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時24分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員